

## 第4 発行者の状況

### 1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高（いずれも各年度末）の推移は次のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公害健康被害 補償予防業務勘定	6,072	6,072	6,072	6,072	6,072
基金勘定	9,401	9,401	9,401	9,401	9,401
承継勘定	572	572	572	572	572
合計	16,045	16,045	16,045	16,045	16,045

石綿健康被害救済業務勘定については、資本金はありません。

### 2. 役員の状況（平成23年3月31日現在）

役職名	氏 名	就任年月日	任期	前 歴
理事長	湊 亮 策	平成20年4月1日	4年	株式会社損害保険ジャパン代表取締役嘱副社長執行役員 兼嘱関西第一本部長 株式会社クレディセゾン戦略プロジェクト室室長
理 事	武川明夫	平成22年10月1日	2年	あいおい損害保険株式会社理事 金融サービス事業部 部長 あいおい損害保険株式会社理事 企業営業開発部金融 サービス事業室室長
理 事	太 田 進	平成22年4月1日	2年	独立行政法人環境再生保全機構総務部長 独立行政法人環境再生保全機構上席審議役 独立行政法人国立環境研究所理事
理 事	今井辰三	平成22年4月1日	2年	独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部次 長 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長
監 事	野口貴雄	平成22年4月1日	2年	経済団体連合会事務局事務総長付部長 日本経済団体連合会事務局事務総長付部長
監 事 (非常勤)	沼野伸生	平成22年4月1日	2年	株式会社沼野 Associates 代表取締役

### 3. コーポレート・ガバナンスの状況

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条により公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として設立された独立行政法人です。環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

環境省には、当機構の業務実績に関する評価を行うため、独立行政法人評価委員会が設置されています。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、「第二部 発行者情報 第1 発行者の概況 3. 事業の内容 (4) 日本政府との関係について」をご参照ください。

#### (2) 内部管理等の体制

##### (内部統制（コンプライアンス）の強化)

当機構の役員及び職員の法令等の遵守及び業務の適正な執行等の推進を図ることを目的として、機構にコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスの推進、内部統制の評価及びリスク管理について検討・審議等を行うとともに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員の責任と権限・役割の一層の明確化を図るなど、業務遂行体制の向上を図っています。

##### (役員による運営)

当機構は、理事長及び理事により構成される理事会において、業務運営の基本となる重要事項に係る審議を行います。

##### (監事による監査)

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事は監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。また、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、環境大臣に意見を提出することができます。

##### (内部監査)

理事長は、当機構の業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行うことができます。

##### (会計監査人による監査)

当機構は、通則法第38条第2項及び第39条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。

##### (資金管理委員会の設置)

当機構では、機構の保有する資金の管理及び運用に関する基準を定め資金管理委員会を設置し、安全かつ効率的な運営を行っています。

##### (契約監視委員会の設置)

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ、機構における随意契約等の適正化の推進を図ることを目的として、契約監視委員会を設置しています。

次の各号に掲げる事項について、点検、見直しを行う。また、点検・見直し結果を理事長に報告・公表しています。更に環境大臣の点検を経て総務大臣に報告されます。

- ①競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約
- ②複数年契約
- ③随意契約等見直し計画
- ④上記に掲げるもののほか、委員会において必要と認められた事項